



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒153-0061 東京都目黒区中目黒3-13-29
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

提訴します！

A・K

昨年靖国神社の春季例大祭には国会議員が168人参拝（一昨年81人）、8月15日には102人（一昨年55人）、秋季例大祭には159人（一昨年67人）と、それぞれ一昨年の約2倍からそれ以上となっています。またそれらすべては、記録のある1989年以降で最多です（「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」記録）。

今年の春季例大祭はどうでしょうか。

安倍晋三首相はそれらには参拝はしませんでした。両大祭に真榊（まさかき）を内閣総理大臣名で奉納しました。真榊は神道の神事行為の祭具であり、その奉納は、参拝に準じた行為です。また彼は8月15日には玉串料を代理人に奉納させ、その際「参拝できないことをおわびしてほしい。靖国への思いは変わらないと伝えてほしい」との伝言を託しました。そしてその言葉を裏付けるかのごとくに、昨年12月26日、靖国神社に参拝をしたのです。

礼装し、公用車で靖国神社に向かい、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳し、正式に昇殿参拝しました。これは公式参拝であり、日本国憲法20条（政教分離）に明らかに違反をしております。私たちは具体的な形で安倍首相に批判の声を届けなければなりません。安倍靖国参拝違憲訴訟を起こします。

*

昨年末の臨時国会で国家安全保障会議の創設関連法が成立、日本版NSCが発足し、その後特定秘密保護法が強行採決の末に成立しました。続いて外交・安全保障政策の指針となる「国家安全保障戦略（NSS）」と、新たな「防衛計画の大綱（防衛大綱）」・「中期防衛力整備計画（中期防）」が閣議決定されました。これらの動きは日米軍事同盟、自衛隊の強化を狙うものです。

現在開会中の国会の後半は、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈変更論に論戦の焦点が移り、解釈変更の閣議決定に予断を許さない緊迫した状況となります。

沖縄では県知事が政権に懐柔され、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画・埋め立てを承認しました。

このような雪崩のような軍事化の流れの中で、安倍首相は靖国参拝をしました。安倍首相の参拝は、いまだにアジア諸国に糾弾され、米国をはじめとする世界の国々においても平和秩序を乱す行為と非難されています。かつて首相の靖国参拝問題がここまで広く大きく国際関係において問題提起されることはなかったと思います。

*

靖国神社は、その設立の時から戦争を肯定し、戦死を美化し、戦死者を顕彰する役目を果たしてきた軍事施設ともいべき神社でした。

昨今のような急激な軍事化・戦前化の流れの中での安倍首相の靖国神社参拝は、来たるべき戦争を肯定し、戦前のように天皇を頂点とする軍事国家への回帰を狙うものであり、まさに安倍首相のかねがね言ってきた「戦後レジームからの脱却」の決定的構成要素といえます。そして一昨年四月に自民党が発表した、「天皇は、日本国の元首」と明記されている「日本国憲法改正草案」が、首相の参拝を下支えしていることも明白です。またその参拝は自衛隊（軍隊）を「天皇の軍隊」として位置づけることを狙い、戦死をしたら靖国で神になってください、という「予定されている戦死を美化し、戦死者を顕彰」するものといえます。首相の参拝は、国家と宗教を戦前のように結び付け独善的にし、それに反対する市民を非国民とし、隣国との対立の壁を高くして行くのです。政教は分離されねばなりません。

*

そのような状況の中、安倍首相の傍若無人な参拝に心を痛めた人々が集結するのは難しいことではありませんでした。

首相の靖国参拝を争う訴訟は、中曽根首相の参拝に対する1985年の違憲訴訟以来起こされてきましたが、今回もその流れの中で、自然に人々が集まって来ました。

原告代表となったださるS・Cさんは、広島で被爆した際、作業をしていた級友たちが皆死んだという悲痛な体験を持っています。その級友たちは準軍属と認定され靖国に合祀されました。ご本人は学校を欠席して命拾いをされました。しかしもしかするとご本人が靖国に入っていたかもしれないのです。そのようなことを覚えるときの関さんの心情は察するに余りあります。

私たちは、自らの思いではなく国の思いで、天皇の思いで靖国に合祀された人々の屈辱の呻きと苦しみ、悲しみの声に耳をそばだてたいと思います。

その無念さを私たち一人ひとりが心に刻み込み、自らの痛みとし、しばらくは続くほんとうの平和形成につながる最大の闘いに臨みたいと思います。

原告、支援会員、弁護士団の訴訟団がここに結成されました。韓国からも原告参加されます。共に力を合わせ、この歴史的な訴訟に勝利を収めたいと願います。

(安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京/事務局長)

わたしはなぜ原告になったか

S・C

安倍晋三首相の靖国参拝は、明白な憲法 20 条（政教分離）違反であり、彼の憲法無視を許すわけにはいきません。小泉靖国参拝違憲訴訟につづいて、もう一度、原告になることを決意しました。

靖国関係の訴訟の原告は靖国の遺児や、宗教の関係者が多いのですが、私は遺児でもなく、非宗教者です。しかし、私本人が「靖国の神」にされるどころでしたので、「本人訴訟」だと言っております。

私は広島の被爆者です。8月6日、勤労働員で作業をしていた級友は全滅、この日、病欠していた私は命を拾いました。この級友たち少女少女は、準軍属と認定され、遺族給与金が交付され、1962年に靖国神社に合祀されました。まだ、沖縄の子どもたちの靖国合祀の前で、当時、広島の新聞には「最年少の英霊」と賛辞が送られています。

私はこのことを知ったとき、「嫌だ」と思いました。

戦時中、戦死の広報を持って訪れる役人は、「おめでとうございます」と言いました。「国のために」死ぬことこそ尊いこと、死ねば靖国神社に祀られ、国を護る神になり「英霊」と褒め称えられました。「英霊」たちは国を守ったのか？そして、聖戦と言われた戦争は、アジアの人々を殺し、苦しめたものでした。なぜ、作業で死んだ少年少女が「靖国の神」なのか。もし、私があの日、学校を休まなかったら、当然「靖国の神」になっています。「嫌だ。私はあの社から出してくれ」と泣いているのではないかと思います。

そして、戦後「ただの一神社」となったはずの靖国が、戦前と同じく「大東亜戦争聖戦」説を振りまいていることに、恐ろしさを感じました。

しかし、亡き級友の父母たちの多くは喜んでいました。この人たちは、人一倍、戦争を憎み、原爆を憎んでいる人たちです。帰らぬ子どものことを語り、泣きながら「で

大阪でも違憲訴訟を 提訴します！

Y・S

2013年12月26日午前、安倍晋三首相が靖国神社を参拝しました。

靖国神社に親族が無断で合祀されている遺族たちが、その取り消しを求めた訴訟を闘ってきた『靖国合祀イヤですアジアネットワーク』では、年明けの1月7日に合祀取り消し訴訟の原告・弁護団も加わって急遽会議を開き相談しました。「やっぱり、ほっとけんなあ」と、安倍首相の靖国参拝を問う訴訟を提起することにしました。

報道によれば、安倍首相は、公用車で靖国神社に向かい、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳し、正式に祓いを受けて昇殿参拝したとのことでした。

この参拝が違憲であることは、小泉首相の靖国参拝に対する7件（東京・千葉・大阪・九州・四国・沖縄）の訴訟でのいくつかの判決においても明らかです。

特に福岡で闘われた中曽根首相靖国参拝違憲訴訟では福岡高裁で「継続すれば違憲の疑い」、小泉首相靖国参拝違憲訴訟では福岡地裁で「憲法違反」の判決が出ています。

大阪でも、2005年9月30日小泉首相靖国参拝訴訟（二次訴訟・台湾原住民が原告として提訴）で、高裁段階で初の違憲判断を示しています。判決では、参拝は「総理大臣の職務としてなされたものと認めるのが相当」であり、「極めて宗教的意義の深い行為」であったと認定し違憲判決が示されました。

今回の訴訟も、違憲・違法の参拝による精神的な被害に対し、国家賠償を請求する訴訟となりますが、精神的被害の立証は難しいのが現状です。

安倍首相の参拝は、武器輸出三原則の撤廃、集団的自衛権の行使、さらに特定秘密保護法制定による自由の抑圧など、憲法秩序そのものが壊されていく過程で行われたものです。国民を戦場へと導く状況がなし崩しに作られる中での参拝は、過去の戦没者たちの平和への願いを踏みにじるだけでなく、戦死を特別の死として賛美することによって、これからの戦死者を準備するようなものではないでしょうか。この訴訟では、平和的生存権の観点から安倍内閣の危険な体質を総体的に問う訴訟になると思います。

長期政権という悪夢が懸念される中、この訴訟は私たち市民が直接に安倍内閣に異議を申し立てることができる数少ない道ではないかと考えています。

大阪では、第一次訴訟として、約500名を超える原告により4月11日（金）に提訴することになりました。第二次訴訟は、台湾や沖縄の仲間たちにより提訴の準備がすすめられています。

4月11日提訴の後、午後6時半から「原告団結集会」をエル大阪（大阪府立労働センター）にて開催します。ぜひご参加ください。

（靖国合祀イヤですアジアネットワーク・事務局）

●靖国合祀イヤですアジアネットワーク

540-0038 大阪市中央区淡路町1丁目3-11

シティコープ上町402号 市民共同オフィスSORA内

FAX 06-7777-4925

もお国が認めてくれたから。犬死ではなくなった」と「英霊」にしてもらったことを感謝し、嘆きを忘れようとするのです。私は靖国という「軍国を支える装置」の恐ろしさを思い知りました。

私が靖国の神になっていた場合、私の母はありがたいと思うだろうか、とも考えました。戦中、子どもたちは、予科練や特攻隊にあこがれました。私は自分が女二人きょうだいで、わが家から誰も出征していないのを肩身が狭いと思い、母に「もう一人男の子を産んだら」と言ったことがあります。母は形相を変えて言いました。「せっかく苦労して育て上げた子を国のために取り上げられてたまるものか。女の子でよかった」。

母はきっと私が「靖国の英霊」になっても喜ばなかったでしょう。せめて嫌なものは合祀から取り下げてくれれば、と思い、靖国は絶対にそんなことをしない恐ろしいところということを知りました。

私は憲法 20 条の大切さを痛感しました。20 条を「信教の自由」とのみ解している人が多いのですが、「いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を

行使してはならない」という「政教分離」の精神こそ大切だと思います。「大日本帝国憲法」にも信教の自由があります。しかしそれは「安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りにおいて」許される自由でした。神聖にして侵してはならない天皇のもとで許される自由です。神の子孫で、現人神（あらひとがみ）の天皇の取攬する国は、あらゆる宗教を超脱した「国家神道」が君臨しており、その「戦争部門、の大元の装置が靖国神社です。自民党の憲法改正草案には、宗教的活動の禁止の条文の次に「ただし社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」と付け加えています。これが靖国公式参拝を見据えた改正案であることは自明です。

安倍晋三氏の数々の時代逆行政策＝脱・戦後レジーム、天皇を元首にしたいという彼の本音、すべてこれは彼の「靖国思想」からきております。あの戦争の惨禍の中から、私たちは「絶対平和」「権利」「国民主権」の憲法を持ちました。安倍の違憲を絶対許せないのです。

弁護団より * 司法の場でともに闘う決意

I・A

2013年12月26日、「安倍首相が靖国神社に参拝」のニュースを聞いたとき、「こりゃまた訴訟になるな」という悪い？予感がしました。

12年前、私が弁護士になって最初に経験した弁護団事件が小泉参拝違憲訴訟、これが終わるとノー！ハブサ（合祀絶止）訴訟、その間に空知太の砂川事件訴訟（最高裁弁論のみ関与）……。極めて微力ではありますが、これら政教分離訴訟の弁護団の一員としてこれまで活動してきました。この功績？が評価されたのか、災いしたのか、今回、安倍参拝違憲訴訟の弁護団にどうかと、支援の方よりお声をかけて頂きました。

ともあれ、領土問題、従軍慰安婦問題、改憲、集団自衛権、教育改悪等。凄まじい勢いで時代を逆回転させようとする「坊ちゃん宰相」安倍晋三の暴走を止めなければなりません。そして彼と一体になって、自らの歴史観を喧伝しようとする靖国神社。そして国。この三者を被告として、今回、訴訟を提起します。

彼らの暴走によって脅かされる多くの命があり、生活があります。また、日本の植民地支配の象徴である靖国という「牢獄」に親族が囚われている中で痛みを感じる韓国の方々があります。さらに、自分の子ら、孫たち、そしてこの国に将来生まれて来るであろう命があり、そこにも未だ聞くことのできない呻きがあるでしょう。

皆さんが、自らの怒りや痛みとあわせて、これらの声なき声を自分の声として、裁判所に届ける。そのお手伝いを、代理人として、しっかりやってみようと思います。

司法というフィールドはややこしく、堅苦しく、風通しの悪い空間です。しかし、そこに風穴を開けて、平和と自由の空気を社会に吹き入れる。そのような運動にすることができたら、最高ですね。

よろしくお祈りします。

A・F

2013年12月26日、安倍晋三首相が靖国神社を参拝した。安倍首相の靖国神社参拝の意味するところは何か。靖国神社は、天皇を頂点とした日帝軍国主義体制を下支えし、兵士たちをアジア侵略支配戦争に駆り立て、天皇のために死ぬことを強制した軍事施設である。戦後、靖国神社は民間の宗教法人化することで生き延びることに成功した。しかし、戦後の靖国神社は何ら戦前・戦中とその本質を違えることはない。

例えば、靖国神社発行の「やすくに大百科～私たちの靖国神社」には「明治時代には『日清戦争』『日露戦争』。大正時代には『第一次世界大戦』、昭和になつては『満州事変』、『支那事変』そして『大東亜戦争（第二次世界大戦）』が起こりました。……日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、周りのアジアの国々と共に栄えていくためには、戦わなければならないのです。こういう事変や戦争に尊い命をささげられた、たくさんの方々靖国神社の神さまとして祀られています。……さらに戦後、……形ばかりの裁判によって一方的に、戦争犯罪人、という、ぬれぎぬをきせられ、無残にも生命をたたれた千六十八人の方々、靖国神社ではこれらの方々を『昭和殉難者』とお呼びして

いますが、すべて神様としてお祀りされています」と記載されている。そして、靖国神社では、東條英機らA級戦犯14名をはじめ日本軍兵士のみならず、アジア侵略支配戦争に強制動員された韓国・台湾の犠牲者も天皇の赤子として位置付けられ、祭神とされ、その死が顕彰されているのである。安倍首相が参拝した靖国神社とはこのようなところだ。

安倍首相の靖国神社参拝は、昨年11月26日「国家安全

保障会議」設置法策定、12月6日「特定秘密保護法」策定、「集団的自衛権」行使容認策動などといった戦時体制構築と軌を一にするものであり、日本の首相自身が再び靖国神社を戦争動員の施設として再確認し、有事戦争突撃体制の一環として位置付けることを意味する。我々はこうした事態を絶対に許してはならない。弁護団は全力をもって闘う決意である。

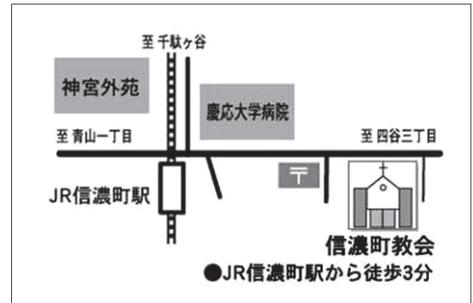


安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京

提訴報告集会

日時●2014年4月21日(月) 午後6時30分～8時

参加費●無料 場所●日本基督教団信濃町教会 (地図参照)



住所：東京都新宿区信濃町30番地

2013年12月26日、安倍晋三首相が靖国神社を参拝しました。

礼装し、公用車で靖国神社に向かい、「内閣総理大臣安倍晋三」と記帳し、正式に昇殿参拝しました。これは公式参拝であり、日本国憲法20条（政教分離）に明らかに違反をしております。

2014年4月21日に、170名以上の原告が具体的な形で安倍首相に批判の声を届けるべく、安倍靖国参拝違憲訴訟を東京地方裁判所へ提訴します。

この訴訟は違憲を確認し、将来にわたる公式参拝差し止めを求める裁判ですが、「政教分離」だけでなく、平和的生存権はもちろん、「秘密保護法」成立の強行、「集団的自衛権」「武器輸出」推進、その他社会全般に及ぼうとしている安倍内閣の危険な政治を総合的に問う訴訟になればと願っています。

提訴の日はアメリカよりオバマ大統領が来日する前日に当たります。また靖国神社でもっとも重要な祭事である春季例大祭の初日に当たります。この国が人の住むにふさわしい平和な国になるように、平和憲法を護り世界の平和の先頭に立つ国になるように、訴訟団（原告、支援者、弁護団）一同、思いを一つにして勝利したいと願い、その戦いを東京から世界へと発信します。

つきましては、その気持ちを分かち合うべく提訴の日に、呼びかけ人・弁護団と共に報告集会を持とうと思います。万障繰り合わせの上、お越しいただきたくお願いいたします。

原告以外であっても関心ある方はぜひご参加くださり、皆様の共なる連帯を願っています。

●活動報告（2014年1月～3月）

- 1・19 第1回相談会
- 2・9 第2回相談会
- 2・17 ホームページ開設
- 2・27 委任状発送作業／第3回相談会
- 3・13 第4回相談会
- 3・17 弁護団会議
- 3・23 弁護団会議
- 3・28 弁護団会議
- 3・30 ニュース0号発送作業

●会計報告（2014年3月12日現在）

原告第2次募集のお知らせ

2014年4月1日より、原告第2次募集をします。応募要領は第1次と同じです。委任状も同じもので結構です。ご応募ください。